

移住プロモーション動画等制作業務公募型プロポーザル実施要領

第1章 業務概要

1 目的

移住プロモーション動画等制作業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、移住プロモーション動画等制作業務を委託する業者を選定するため、公募型プロポーザルの応募資格、手続、審査等の内容について必要な事項を定める。

2 公募事項

(1) 業務名

移住プロモーション動画等制作業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙の移住プロモーション動画等制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日までとする。

(4) 提案上限額

金2,151,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

第2章 公募型プロポーザルに関する事項

1 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ③会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、本市の指名停止期間中でないこと。現在、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も企画提案書を提出することができるが、委託契約を締結するまでの間に登載されるようにすること。
- ⑤山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑥宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑦山形市内に本社又は営業所を有する法人であること。
- ⑧山形市税の滞納がないこと。
- ⑨本業務に係る統括責任者を配置できること。

2 スケジュール

内容	日時
① 公募開始及び資料等の公開、質問の受付開始	令和5年7月14日（金）
② 実施要領及び仕様書に関する質問の受付期限	令和5年7月21日（金）正午
③ 質問に対する回答	令和5年7月26日（水）午後5時
④ 参加申込受付期限	令和5年8月1日（火）午後5時
⑤ 参加要件適格確認結果の通知	令和5年8月4日（金）
⑥ 企画提案書の提出期限	令和5年8月10日（木）午後5時
⑦ 審査委員会の開催	令和5年8月23日（水）
⑧ 審査結果通知	令和5年8月25日（金）
⑨ 契約締結（見込み）	令和5年9月上旬

3 実施要領及び仕様書等の交付方法

山形市公式ホームページからダウンロードすること。

【総合トップ→暮らしの情報→産業・ビジネス→入札・契約→公募型プロポーザル】

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/1008055/1011887.html>

4 実施要領及び仕様書等に対する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

（1）受付期間

令和5年7月14日（金）から同月21日（金）正午まで

（2）質問方法

質問書（様式1）を使用し、受付期間内に電子メールにより提出すること。それ以外の方法では受け付けない。

なお、件名は「【質問】移住プロモーション動画等制作業務」とすること。

2日以内に受信した旨の返信がない場合は、第4章の問い合わせ先あて電話にて受信の確認をすること。

【メールアドレス】kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

（3）回答日時

令和5年7月26日（水）午後5時までに掲載

（4）回答方法

質問への回答は山形市公式ホームページの本業務募集ページに掲載し、個別には回答しない。ただし、質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利益となると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/1008055/1011887.html>

5 参加申込及び参加要件適格確認

(1) 申込期間

令和5年7月14日（金）から8月1日（火）午後5時まで

(2) 申込方法

申込書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）にて提出すること。

(3) 申込書類

①参加申込書（様式2）

②会社概要書（様式3）

③誓約書（様式4）

④秘密保持誓約書（様式5）

⑤直近3ヶ月以内に発行された、山形市法人市民税及び固定資産税に滞納がないことの証明書の原本

※競争入札参加資格者名簿に登録されていない者については、最新事業年終了1年分を完了した証明（写し可）を提出すること。なお、法人設立から1年未満につき証明書が発行できない者については、法人の登記事項証明書の原本を提出すること。

(4) 提出場所

山形市企画調整部企画調整課移住促進係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

(5) 提出部数

1部

(6) 参加要件適格確認

5-(3)で提出された書類について、参加要件適格が確認された者に対しては、参加要件適格通知書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により通知を行い、本プロポーザルへの参加を認めない。

6 企画提案書等の提出

5-(6)で参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等（以下、「提出書類」という。）を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年8月10日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）にて提出すること。

(3) 提出書類

①企画提案書（様式6）

②企画書（任意様式）

(a) 用紙の大きさは原則としてA4判とする。横書き、文字10.5ポイント以上（写真、イラスト及びイメージ図内の文字を除く。）の大きさを記述すること。

- (b) 企画書は表紙、目次、本文で構成し、目次には必ず該当ページのページ番号を記載し、各ページにはページ番号を印字すること。
- (c) 企画書の作成に当たっては、仕様書を参照し、必要と思われる項目について提案すること。仕様書に記載されていないが有効であると考えられる事項についても具体的に記載すること。
- (d) 企画書には、仕様書別紙「移住プロモーション動画 テーマ一覧」を参照し、4つのテーマのうち1つ以上を選び、動画の絵コンテを記載すること。
- (e) 企画書正本の表紙には提案者の事業者名を記載すること。副本については表紙も含め事業者等を特定できる記載（事業者名、住所、社章、商標、製品名等）をしないこと。なお、企画書についてはA4横片面印刷とし、プレゼンテーションで使う最小限の枚数とすること。
- (f) 企画提案内容は、見積金額の中で実現できるものとする。
- (g) 企画提案内容は評価基準表を参照し、評価観点に則して記載すること。
- (h) 企画提案内容について2通り以上に解釈できる場合は、本市にとって有利な解釈によるものとする。
- (i) 企画書に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして本市が求める要求要件及び企画提案内容の実現のために当然必要と認められる事項については、提案者の負担で対応すること。
- (j) 企画書の記述において、著作権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負うこと。
- (k) 企画書の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とすること。

③業務実施体制書（様式7）

どのような体制及び人員で事業を実施するのかが分かるよう記載すること。

④経費見積書（様式8）

- (a) 見積金額は提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならないものとする。
 - (b) 見積金額の内訳は、できるだけ詳細かつ具体的に記載すること。
 - (c) 見積書には社名及び代表者名を記載すること。
- ※提出された見積金額が提案上限額を超えている場合は、失格とする。

(4) 提出場所

提出先 山形市企画調整部企画調整課移住促進係
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

(5) 提出部数

12部（正本1部、副本11部）、提出書類のデータを入れた電子媒体（CD-R等）1枚
※副本とは、審査委員会用の資料として使用する、事業者等を特定できる記載（事業者名、住所、社章、商標、製品名等）がない書類のこと。【当実施要領内6-(3)-②-(e)参照】

7 審査

(1) 審査及び評価の方法

移住プロモーション動画等制作業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別表に基づき評価を行う。

企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、審査委員会審査における各審査委員の評価点の合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、受託候補者として選定する。なお、審査は非公開とする。

・審査委員会審査

プレゼンテーションにより審査するものとし、合計点の最も高い者が2者以上いるときは、企画提案評価点が高い提案者を上位とする。

※審査の評価基準概要（詳細はP7別表のとおり）

項目	配点
企画提案評価点	90点
価格評価点	10点
合計点	100点

(2) 受託候補者の選定

(1) の評価の結果、合計点が最も高い提案を最優秀提案とし、この提案をした者を受託候補者として選定するものとする。ただし、最優秀提案及び受託候補者の選定後に不測の事態等が生じた場合は、次点の審査・評価を得た提案を最優秀提案及び受託候補者に繰り上げる。

(3) 結果の公表

評価結果については、文書により通知し、市公式ホームページで公表する。なお、電話や手紙等による評価結果に関する問い合わせには一切応じない。

また、評価結果について、異議を申し立てることはできない。

8 プレゼンテーション

(1) 日時

令和5年8月23日（水）（詳細は別途通知する）に指定の場所で、審査委員会に対し、「6企画提案書等の提出」で提出した企画提案に沿って説明すること。あわせて質疑応答も行う。

(2) 説明要領

- ①参加できる人数は3名までとし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
- ②時間は15分以内（説明10分程度、質疑応答5分程度）とする。
ただし、提案者数により変更になる場合がある。
- ③順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。
- ④プロジェクター等の機器は使用せず、印刷された提案書に沿って口頭での説明とする。追加での資料等は認めない。
- ⑤企画提案書は事前に本市が審査委員に配付する。
- ⑥他社のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

9 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・誓約書（様式4）及び秘密保持誓約書（様式5）の記載事項に違反があった場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査委員会の委員に対して、直接間接問わず接触を求めた場合又は接触した場合
- ・見積り金額が提案上限額を上回る場合
- ・その他不正な行為があった場合

(2) 辞退

提案を取り下げる場合は、辞退届（様式9）を提出すること。なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合にも、辞退届を提出すること。辞退届提出後の参加は認めない。

(3) 提出書類の取扱い

提出された書類については返却しない。なお、提出書類は本プロポーザルに係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、肖像権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、全て提案者が負うものとする。

(5) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(6) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。（市が補正等を求める場合を除く。）

(7) 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査委員会参加に要する経費等は、提案者の負担とする。

(8) その他

- ・提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領記載内容に同意したものとする。
- ・提出書類について、本市より問い合わせを行う場合がある。

10 その他

本プロポーザルに係る提出書類についてはすべて押印不要とする。

第3章 契約に関する基本事項

- (1) 受託候補者に選定された者と本市が協議し、事業実施に係る仕様書を作成するものとし、

その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。契約に当たっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とする。

(2) 委託料の支払い方法

完了払いとする。

第4章 問い合わせ先及び書類提出先

山形市企画調整部企画調整課移住促進係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線 396) FAX 023-623-0703

Eメール kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

別表

移住プロモーション動画等制作業務 公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目		評価の参考	評価の視点	配点
1 企画提案評価	(1)業務実施体制	業務実施体制書 (様式7)	本業務を遂行するにあたり十分な体制が確保されているか。	5
	(2)実施計画	企画書	本業務を遂行するにあたり適切かつ効率的な計画となっているか。	10
	(3)審査用絵コンテ内容	審査用絵コンテ内容	①動画の主な用途を踏まえ、移住者の目線を意識した内容となっているか。	30
			②山形市の暮らしや子育て環境等について、分かりやすく伝わる内容となっているか。	30
		③独自性のある内容になっているか。	15	
2 価格評価	業務価格	経費見積書 (様式8)	本業務に係る経費の内訳が明確に示されており、妥当な金額か。	10
合計				100